



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

一	○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働八)	二	○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令(同九)	一九	〔省 令〕	○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令(法務四七)	三	○保険医療機関及び保険医療負担規則等の一部を改正する省令(厚生労働一四七)	六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同一四八)	三	○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(同一四九)	四	○健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同一五〇)	四					
一〇	○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五六)	〇	○気象業務法施行規則及び気象測器検査規則の一部を改正する省令(国土交通八九)	〇	○航空法施行規則の一部を改正する省令(同九〇)	二	○人事院規則八一八(採用試験)の一部を改正する人事院規則(人事院八一八―三五)	三	〔告 示〕	○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示(子ども家庭庁・厚生労働三)	三	○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示(同四)	四	○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務二九〇)	六					
一〇	○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示(厚生労働三一九)	〇	○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数I、機能評価係数II及び激変緩和係数の一部を改正する件(同三二〇)	〇	○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同三二一)	〇	○厚生労働大臣が定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件(同三二二)	〇	○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同三二三)	〇	○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(同三二四)	〇	○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件(農林水産一七二―一七四二)	〇	○南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハ入種のアポカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(同一七四三)	〇	○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示(国土交通二二二八)	〇	○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示(気象庁五)	七
一〇	〔官庁報告〕 官庁事項 人事院規則八一八(採用試験) 第六条第二項第一号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に關し、決定した件 (人事院公示一七)	九	〔官 告〕	〔資 料〕 国庫歳入歳出状況(令和五年度令和五年九月分)(財務省)	一〇	〔公 告〕 諸事項 官庁 外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家、基本測量関係事項 関係 裁判所 破産、免責、再生関係 特殊法人等 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第七期事業年度財務諸表、 税理士登録抹消、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本司法支援センター令和四事業年度財務諸表関係	一三	〔以下次のページへ続く〕	一三											

○厚生労働省告示第302号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十二号）別表4から別表6まで及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敏三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表第三					別表第三				
基礎係数		1.0395			基礎係数		1.0395		
都道府県	病 院	機能評価 係数Ⅱ	激変緩和 係数		都道府県	病 院	機能評価 係数Ⅱ	激変緩和 係数	
(略)					(略)				
30714	削除	削除	削除	削除	30714	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療 センター西美濃厚生病院	0.0739	0.0000
(略)					(略)				

○厚生労働省告示第302号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敏三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
I (略)		I (略)	
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格		II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	
001~009 (略)		001~009 (略)	
010 血管造影用マイクロカテーテル		010 血管造影用マイクロカテーテル	
(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)	
(4) <u>気管支バルブ治療用</u>	48,900円	(新設)	
011~086 (略)		011~086 (略)	
087 植込型脳・脊髄電気刺激装置		087 植込型脳・脊髄電気刺激装置	
(1) 疼痛除去用		(1) 疼痛除去用	
①~⑥ (略)		①~⑥ (略)	
⑦ <u>16極以上用・充電式・自動調整機能付き</u>	2,260,000円	(新設)	
⑧ (略)		⑦ (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
①~⑤ (略)		①~⑤ (略)	
088~131 (略)		088~131 (略)	

132	ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (4) 気管支用	90,300円
133	血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) ⑥ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル	434,000円
134~224	(略)	
225	気管支用バルブ	313,000円
III・IV	(略)	
V	歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~035	(略)	
036	半導体レーザー用プローブ	229,000円
037	レーザー照射用ニードルカテーテル	1,990円
VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~057	(略)	
058	CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略) ⑤ CAD/CAM冠用材料 (V)	1個 6,150円
059~069	(略)	
VII~IX	(略)	

132	ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (新設)	
133	血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) (新設)	
134~224	(略) (新設)	
III・IV	(略)	
V	歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~035	(略) (新設)	
036	半導体レーザー用プローブ (新設)	
037	レーザー照射用ニードルカテーテル (新設)	
VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~057	(略)	
058	CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略) (新設)	
059~069	(略)	
VII~IX	(略)	

厚生労働省告示第三百二十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敏三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一 (略)	一 (略)
二 削除	二 経皮的乳がんラジオ波焼灼療法 早期乳がん（長径が一・五センチメートル以下のものに限る。）
三 七十一 (略)	三 七十一 (略)
第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養	第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養
一 三 (略)	一 三 (略)
四 削除	四 経皮的乳がんラジオ波焼灼療法 早期乳がん（長径が一・五センチメートル以下のものに限る。）
五 十四 (略)	五 十四 (略)